

(株)大阪証券取引所 定例記者会見要旨

日 時：平成 24 年 9 月 18 日（火） 午後 3 時 30 分～午後 3 時 55 分

場 所：大阪証券取引所 4 階 大証ホール

会 見 者：米田代表取締役社長、藤倉副社長執行役員、松本副社長執行役員、
山澤常務執行役員、狩野常務執行役員、金田監査役

司 会 本日、発表事項はありませんので、質疑応答から始めさせて頂きま
す。それではお願ひします。

記 者 東証グループとの統合について、経営統合に向けた今後のスケジュー
ルと、来年 1 月 1 日以降の市場統合のスケジュールや具体的な統合
のかたち等について、見通しがあれば伺いたい。

米 田 東証グループとの経営統合については、昨年 11 月 22 日の段階で公
表しましたスケジュールに概ね沿って進んでいる状況です。先日 8 月
22 日には株式の公開買付け（T O B）が完了していますので、今後は、
11 月 20 日に予定する両社の臨時株主総会での機関決定を経たうえで、
来年 1 月 1 日に経営統合する見通しです。

また、市場統合については、来年 1 月 1 日の段階では現在の大証と
東証が持ち株会社にぶら下がるかたちとなります、それ以降将来的に、
デリバティブは大阪に、現物は東京に取引所機能を集約する方針
です。その市場統合の時期がいつになるかは、現在検討しているとこ
ろではありますが、できるだけ早く、機能的な統合を実現したいと考
えています。ただ、こうした市場統合には、システム的な統合も伴い
ますので、取引参加者にとっても大きな影響がございます。現在取引
参加者の意見を聞いているところですが、こうした意見を踏まえながら、
できるだけ早期に決定したいと思います。もちろん、取引参加者
にとってシステム対応等の準備期間も必要ですので、今後のスケジュー
ルについてはそう遠くない時期、近いうちに对外的に公表し、統合
の実があがるよう進めてまいりたいと思います。

それから、市場統合のかたちについては、従前から申し上げていま
すように、市場の参加者にとって利便性の高い自然なかたち、誰が考
えてもそれが良いなと言えるようなかたちにしていくことが重要だと
思います。こうしたかたちを、できるだけ早く決めていきたいと思
います。

記　　者　　売買システムの統合について、取引高を踏まえると、デリバティブはJ－G A T E、現物はアロー・ヘッドということになると思うが。

米　　田　　現時点で決定したことはありません。決定次第、速やかに公表いたします。

いずれにせよ、今回の統合には、日本の市場を活性化し、世界に向けて存在感のある市場にしていくという非常に大きな目的がございます。どういったかたちになるにせよ、市場参加者には是非全面的なご協力を頂きたいと思っています。

記　　者　　現時点である程度市場統合の青写真ができあがってきており、市場参加者に意見を聞いている段階である、との認識で間違いないか。

米　　田　　そういうふうにご理解頂いた方が良いと思います。抽象的な調整を踏まえたうえで、より具体的な意見をお聞きするというのは自然なことだと思います。ただ、現時点では最終的に決まっておらず、決まり次第、対外的に公表したいということです。

記　　者　　市場統合について、一部メディアにおいて現物は来年の夏との報道があったが、「できるだけ早く」という趣旨は、半年ぐらいを目途に実施したいという方向感をお持ちだということか。

米　　田　　私は、昨年11月の段階で、来年の1月以降速やかに市場の統合及びシステムの一本化をやっていきたいということを申し上げておりました。その「速やかに」の意味ですが、こうした市場統合に際してはもちろんシステム的な手当てが必要になりますし、私どもだけではなく取引参加者側でも対応が必要です。こうした事情を鑑みれば、やはりどれだけ早くても1年程度は必要になってくるのではないかでしょうか。
また、統合に際しては、安全・確実にやっていかなければならぬのは当然のことです。そのためには、技術的な問題を踏まえながら、例えば一時期に実施するのか、2段階で実施するのか等様々な選択肢を検討していく必要があると思います。

記　　者　　将来的に現物が東京に一本化されることについて、例えば、現在大阪で決算会見を行っている一・二部の単独上場会社のなかには、今後

の利便性に不安に感じている会社もあることと思う。そうした上場会社に対して、今後どういった手当てをされるつもりか。

米田 先ほど申しましたように、今後の市場統合のかたちについて、現時点で決定したことはありません。

ただ、そもそも今回の東証グループとの経営統合の意義は、市場参加者の利便性を高めることにあります。したがって、仮に市場統合を通じて、いささかでも上場会社の利便性を損なうことがあるとすれば、私どもとしてそれは避けなければならないことです。ご質問にありました市場第一部・二部の単独上場会社約200社はもちろんのこと、東証と共に上場されている上場会社でも、本社が関西にあり決算会見を大証で行われている会社が数多くございます。市場統合によって、こうした上場会社にとっての決算会見の場が、ここ大阪になくなるということは避けなければなりません。

また、大証には現在、上場に関する問い合わせ先や新規上場の相談窓口もございます。こうしたフェイス・トゥ・フェイスで対応していることについては、市場統合後も従来どおり大阪で行つていまいりたいと思いますし、こうした対応を考えていくことは、上場会社の利便性を考える上で当然のことだと思います。

それから、ご質問にありましたように、上場会社のなかには不安を感じておられるところもあると思います。私どもとしては、現在、単独上場会社に対して担当者が説明に伺っているところです。

記者 先日、総合取引所の実現に向けた制度整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立したが、その評価と、市場の活性化に向けて残された課題があれば伺いたい。

米田 金融商品、特にデリバティブについては、証券であれ商品であれ、デリバティブとしての機能は同じということが言えると思います。こうしたデリバティブについて、当然、1つの取引所のなかで売買から決済まで行った方が市場の利便性が高いということはかねがね申し上げておりました。海外の取引所、例えばシカゴでは既にあらゆる商品を1つの取引所で取り扱っている一方、日本では、今までこうした取引ができない状況にありました。今般、改正金融商品取引法の成立により、規制・監督については一元化の道が開かれることとなりましたので、今後市場の利便性を高めていくうえで大きな一步になると評価

しています。

残された課題としては、証券会社や商品業者、商社等の市場参加者が参入しやすいような仕組み、例えば、口座の一本化を可能にする等の取り組みが挙げられると思います。また、従前から指摘されていることですが、デリバティブと現物間で損益通算が可能となるような税制の一本化についても、今後検討していく必要があると思います。

いずれにせよ、今般の改正を受け、我々市場関係者も市場の活性化に向け動き出す必要があると思います。

記者 足下、中国での反日デモが激しさを増しているが、上場会社への影響等についてどのように捉えているか。

米田 現在中国で発生しているデモについては、事態が落ち着くことが、今後、企業が経済活動を行っていくうえで大変重要なことだと思います。また、既に日本と中国の間には密接な経済関係がありますので、事態の鎮静化に向け、日中双方の当局が最大限努力していくことが重要だと思います。

記者 現在、政府の新エネルギー戦略が検討されているところだが、市場に与える影響について伺いたい。

米田 エネルギー戦略について、私の立場で答えることが適切ではないのかもしれません、お答えします。

一般的に、企業の経営者というのは、中・長期的な視点で経営に挑むことが常です。いささかでもエネルギー源が確保できない、あるいは価格面で高騰していく見通しになれば、経営者はそれなりの対応が必要になってきますし、結果的に雇用面を含め日本経済にも大きな影響を及ぼすことにもつながりかねません。したがって、日本の産業構造の現状を踏まえたうえで、場当たり的にではなく、中・長期的にエネルギー源を確保していくことが不可欠だと思います。

記者 本日、大証の夜間取引が開始から5年を迎えたが、どのように評価しているか。

米田 夜間取引については、今から5年前に、当初は「イブニング・セッション」という名称で、取引時間を16時30分から19時までとして取

引を開始しました。その後、2度の時間延長を経て、昨年7月には名称を「夜間立会（通称：ナイト・セッション）」と改め、取引終了時を翌3時まで延長いたしました。この5年間の取引状況をみると、日中取引高に対する夜間の取引高の比率が年々高まっている状況で、特に直近1年では、この比率が37%にまで達しています。また、この数字はあくまで1日平均であり、海外市場で大きな動きがあった時には、この比率が5割を超えることもあります。この夜間の時間帯は、日本の現物市場は全く動いておりません。こうした時間帯に取引が活発に行われているということは、夜間取引が日本市場の重要な指標として見られてきていることの表れだと思いますし、日本の株式市場が海外の政治・経済の影響を大きく受けるものであり、こうした状況を踏まえた夜間のヘッジ取引のニーズが高いということも言えると思います。

また、手前味噌ではありますが、こうした潜在的なニーズに対して私どもが応えてきた結果が、取引高という数字に表れていることと思います。

記者 私設取引システム（PTS）について、10月にも公開買付けに係る「5%ルール」の適用を除外する規制緩和が行われることと思うが、米田社長はどのように評価しているか。

米田 結論から申しますと、私はPTSについて脅威とは思っていません。むしろ、PTS取引に対する市場のニーズがある現状のなかで、取引所とPTSが良い意味で競争をしていくことが、市場全体の活性化につながるのではないかでしょうか。私どもの主力商品であるデリバティブ取引をとってもみても、市場開設来の20数年は競争の歴史でした。シカゴやシンガポールで日経225の先物・オプション取引が行われ、熾烈な競争が行われるなかで、それぞれの取引所がより魅力ある商品にしていく努力をすることにより、市場が発展してきたという経緯があります。私は、こうした良い意味での競争をしていくことが、市場の活性化にとって非常に重要な要素だと思います。取引所とPTSには若干の違いがありますが、良い意味で競争をしながら特色を出し、市場のニーズに応えていくことが大切だと思います。

以上